

学校いじめ防止基本方針

大阪府阪南市立鳥取中学校

令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「笑顔に会える、楽しく、元気のでる学校」を教育目標として、全ての生徒が安全に、安心して登校できる学校づくりをめざしている。この目標を具現化するため、人権教育に重点をおき、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒支援ＣＯ、各学年代表、養護教諭、
生徒指導部、人権教育部主担、担任

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

阪南市立鳥取中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 教職員間による公開授業随時（わかる授業づくりの推進）
	学活（いじめを考える） 個人面談週間 学級懇談会 （家庭での様子の把握）	学活（いじめをなくすために） 個人面談週間 学級懇談会 （家庭での様子の把握）	学活（いじめのない集団作りをめざして） 個人面談週間 学級懇談会 （家庭での様子の把握）	
	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	
5月	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	1学期いじめ状況調査
6月	QU-アンケート	QU-アンケート	QU-アンケート	
	いじめを考える集会 個人相談週間 （担任と生徒の面談）	いじめを考える集会 個人相談週間 （担任と生徒の面談）	いじめを考える集会 個人相談週間 （担任と生徒の面談）	
7月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第2回委員会（状況報告と取組の検証）
	学校づくりアンケート 《学活・総合》 いじめ対応プログラム	学校づくりアンケート 《学活・総合》 いじめ対応プログラム	学校づくりアンケート 《学活・総合》 いじめ対応プログラム	

9月	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	2学期いじめ状況調査
10月	体育祭	体育祭	体育祭	
11月	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	教育相談週間
	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	
12月	合唱コンクール QU-アンケート 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	合唱コンクール QU-アンケート 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	合唱コンクール QU-アンケート 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第3回委員会(状況報告と取組の検証)
1月	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	アンケート「悩みの相談」	3学期いじめ状況調査
2月	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	学校づくりアンケート	
3月	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	個人相談週間 (担任と生徒の面談)	第4回委員会(年間の取組の検証)

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、年4回各学期の終わりに開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

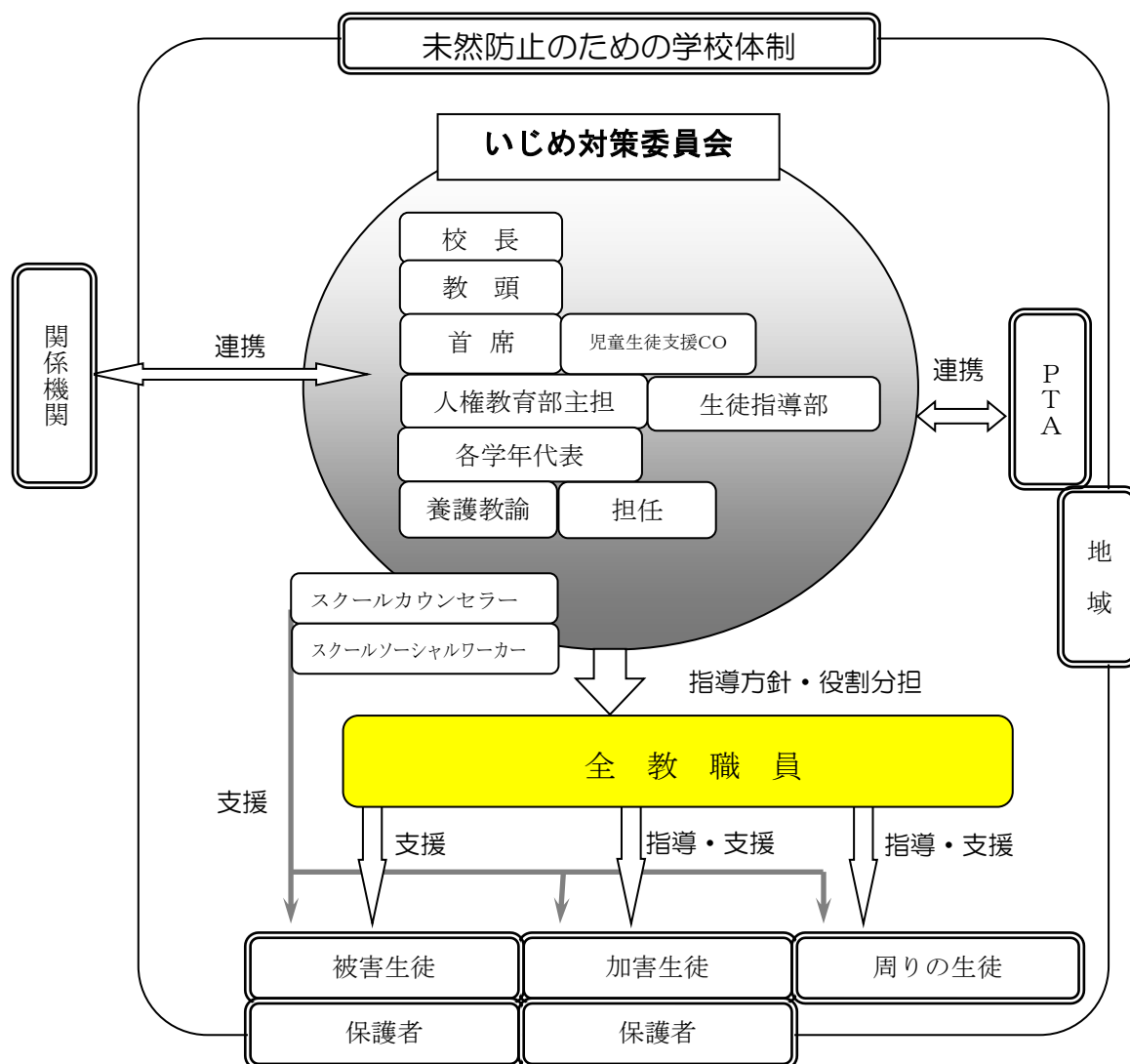
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめ対応プログラムⅠ 67 頁より参考)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、生徒指導対応マニュアルの配布、教職員一丸となって指導できる体制を作る。始業前、放課後には各学年で報告、連絡、相談の徹底。

生徒に対しては、いじめは絶対に許さないと毅然とした態度で指導し、生徒本人もいじめを助長しない、させない許さない力を養う。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、特別活動、道徳、総合的な学習の時間が充実するように、計画を十分に練り、積極的に他者とのかかわるコミュニケーション能力を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめはいかなる理由があろうと絶対に許さないという毅然とした態度で指導する。
分かりやすい授業づくりを進めるために、全職員で授業研究を通じて授業スキルを高める研修会を充実させる。
生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために班活動の充実性を図る。
ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳授業の充実を図り、スクールカウンセラーの助言を仰ぐ。
いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、職員研修を積極的に進め、日頃から始業前、放課後の時間を使い、報告、連絡、相談を徹底する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、特別活動、道徳、総合的な学習の時間の充実を図り、事前準備、事後指導をしっかり行い、充実感、達成感を味わせていく。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、3カ年を通じた人権学習を進めていく。人権を学習することで、自分を大切に思える存在にし、他者を傷つけない、思いやる心を養っていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意ある行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学期に1回行い、個人相談週間を設定し、個人面談を実施する。

日常の観察として、授業時、休み時間での巡回指導を積極的に行う。始業前、放課後に学年で報告、連絡、相談を充実させ、個人だけで問題を抱えることなく、情報共有できるよう心がける。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭訪問を実施するなど、家庭との連携を密にする。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、シグナルを利用し、教育相談窓口があることを生徒保護者に知らせ、開かれた学校づくりをめざす。
- (4) シグナルにより、相談体制を広く周知する。
生徒対象にしたアンケートや教職員の反省を集約し、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に扱い、いじめ対策マニュアルについて職員研修を実施し、意識を高め合い日々勤しむ。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や分掌長等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめたとされる生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめたとされる生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめたとされる生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育祭や合唱コンクール、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、技術科のコンピュータを利用する授業において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査をおこなう。

(4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート【鳥取中学校】

5つのレベル

レベルⅠ	下足場靴の整頓、チャイム着席、掲示物へのいたずら 等
レベルⅡ	無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等
レベルⅢ	攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ
レベルⅣ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※ いじめに係る言動・行動
レベルⅤ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベルⅥ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等

